

街路事業における事業効果の定量化(費用便益分析)に向けた調査検討業務委託に係る
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

街路事業における事業効果の定量化(費用便益分析)に向けた調査検討業務委託
契約期間 契約日から令和10年3月31日

2 選定した委託予定事業者

株式会社建設技術研究所 大阪本社

3 公募期間

令和8年3月6日(金)～3月27日(金)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略・順不同)

委員氏名	役職等
岡井 有佳	立命館大学 教授
吉田 長裕	大阪公立大学 准教授
藤原 直樹	追手門学院大学 教授

(2)選定委員会の開催日

1 回目:令和8年2月20日(金)

2 回目:令和8年5月26日(火)、5月27日(水)

(3) 審査基準

① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
参加表明書の経験と能力	資格要件	技術部門登録 建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「道路部門」および「都市計画及び地方計画部門」の両方に登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。 (共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする)	
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の業務実績の内容	平成27年度以降に、次に示す「規定業務1, 2」の両方について、元請けとして業務実績(※1)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務1, 2」を有していること) なお、1つの契約業務に「規定業務1, 2」が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁等(※2)発注の「費用便益分析」に係る業務 2. 官公庁等(※2)発注の「事業評価」に係る業務	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	次に示すア～エのいずれかの条件を満たすこと。また受注者と直接雇用関係を有していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」または「都市及び地方計画」)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門(選択科目:「建設-道路」または「建設-都市及び地方計画」)に合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(登録部門:「道路」又は「都市計画及び地方計画」)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	平成27年度以降に、次に示す「規定業務1, 2」の両方について、元請けの技術者として従事した実績(※1)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1, 2」が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁等(※2)発注の「費用便益分析」に係る業務 2. 官公庁等(※2)発注の「事業評価」に係る業務 また、規定業務の内容が「費用便益分析マニュアル」作成もしくは基本3便益以外の便益作成に関する業務である場合は、技術者評価基準に基づく評価点を加算する。	様式-5を審査する
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	次に示すア～エのいずれかの条件を満たすこと。また受注者と直接雇用関係を有していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」または「都市及び地方計画」)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門(選択科目:「建設-道路」または「建設-都市及び地方計画」)に合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(登録部門:「道路」又は「都市計画及び地方計画」)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	平成27年度以降に、次に示す「規定業務1, 2」の両方について、元請けの技術者として従事した実績(※1)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1, 2」が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁等(※2)発注の「費用便益分析」に係る業務 2. 官公庁等(※2)発注の「事業評価」に係る業務 また、規定業務の内容が「費用便益分析マニュアル」作成もしくは基本3便益以外の便益作成に関する業務である場合は、技術者評価基準に基づく評価点を加算する。	様式-5を審査する
	担当技術者	専門技術力	平成27年度以降に、次に示す規定業務(1, 2)のいずれか又は両方について、元請けの技術者として従事した実績(※1)を有していること。 【規定業務】 1. 官公庁等(※2)発注の「費用便益分析」に係る業務 2. 官公庁等(※2)発注の「事業評価」に係る業務 また、次に示す「規定資格」の技術資格を有する場合は、技術者評価基準に基づく評価点を加算する。 【規定資格】 次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」または「都市及び地方計画」)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門(選択科目:「建設-道路」または「建設-都市及び地方計画」)に合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(登録部門:「道路」又は「都市計画及び地方計画」)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-5を審査する
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する

業務実施体制	その他留意事項	担当技術者の人数は、少なくとも1人以上配置することを想定しているものであり、2人以上の技術者の配置を妨げるものではない。 なお、2人目以降の担当技術者については配置予定技術者の評価対象外とする。	
	業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 (主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。) ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	様式-3を審査する

※1:過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

※2:地方道路公社、高速道路株式会社法に基づく高速道路会社、独立行政法人都市再生機構、鉄道事業者(特定目的鉄道事業者は除く)または軌道経営者を含む。

②技術提案書評価基準

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(i) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑯の各項目毎に、次のように点数を計算して

100点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

<計算方法>

A の場合は、配点×5/5点 B の場合は、配点×3/5点 C の場合は0点

A' の場合は、配点×4/5点 B' の場合は、配点×2/5点

特定テーマ1	内容	<p>都市計画道路の事業評価にあたっては、基本的に国土交通省による「費用便益分析マニュアル」に基づき、「走行時間短縮便益」、「走行経費減少便益」、「交通事故減少便益」の3便益について貨幣価値化し、それを基に費用便益比(B/C)として評価を行っている。</p> <p>今後、本市独自の費用便益分析マニュアルを策定するにあたっては、本市の地域特性や事業特性等を的確に把握し、それらを基に、発現する事業効果を広範かつ多面的、適切に便益として抽出するとともに、事業コストの実態や不確実性を踏まえた総合的な評価手法を検討する必要がある。</p> <p>については、本市の特性を踏まえ、事業コストの実態と合わせた独自の事業効果を抽出するにあたっての視点や課題を列挙し、抽出した事業効果を便益として定量化しマニュアルとして整理するための検討プロセスを述べるとともに、<u>列挙した課題を解決する手法について述べる</u>こと。</p>
特定テーマ2	内容	<p>本市の地域特性や事業特性等を踏まえた便益を定量的に評価するにあたっては、本市独自の原単位(貨幣価値の基礎額)を設定する必要がある。本検討においては、原単位設定に向けた調査手法のひとつであるCVM(仮想評価法:Contingent Valuation Method)によるWTP(支払意思額:Willingness to Pay)等のアンケート調査を想定している。</p> <p>なお、アンケート調査については支払い意思額を適切に推定(過大な推定とならないよう)するために、事業の効果が及ぶ範囲を予想した上で、適切な調査内容や調査方法等の設定が必要である。</p> <p>については、本市の特性等を的確に反映した原単位の設定に向けたCVMによる調査を行うにあたっての課題を列挙し、<u>その解決方法について述べる</u>とともに、CVMによる調査結果を原単位として適切に取りまとめるにあたっての検討プロセスについて述べること。</p>

(評価シート)

評価項目		評価の着眼点	配点			備考	
			項目別	複数時 配分	項目別 配分		
配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	管理技術者	過去10年間の規定業務の実績	20	10	5	①	
		専任性(他業務との兼任状況)			5	②	
	照査技術者	過去10年間の規定業務の実績		5	5	③	
	担当技術者	過去10年間の規定業務の実績及び資格要件		5	5	④	
工 程 表 ・ そ の 他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	30	10	10	⑤	
	業務実施手順 (フロー・工程表)	実施手順の妥当性			15	10	⑥
		業務量把握、人員配置の妥当性		5		⑦	
	その他	重要事項の指摘		5	5	⑧	
特 定 テ ー マ に 対 す る 技 術 提 案	特 定 テ ー マ 1	的確性	50	30	5	⑨	
					キーワードの網羅	5	⑩
		実現性			説得力があるか / 提案内容の裏付けがあるか	10	⑪
		独創性			独創的で高度な提案があるか	10	⑫
	特 定 テ ー マ 2	的確性		課題の理解度	20	5	⑬
				キーワードの網羅		5	⑭
		実現性		説得力があるか / 提案内容の裏付けがあるか		5	⑮
		独創性		独創的で高度な提案があるか		5	⑯
合計(100点満点)			100.0				

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者 専門技術力	過去10年間の規定業務の実績 管理技術者または照査技術者として規定業務(両方)の実績があり、かつ規定業務の内容が「費用便益分析マニュアル」作成もしくは基本3便益以外の便益作成に関する業務である	管理技術者または照査技術者として規定業務(両方)の実績がある	担当技術者として規定業務の内容が「費用便益分析マニュアル」作成もしくは基本3便益以外の便益作成に関する業務である	-	担当技術者として規定業務の実績がある	①
	専任性	他業務との兼任状況 手持ち業務の契約金額の合計が3億円未満かつ件数が3件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が7億円未満かつ件数が7件未満	-	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	②
	照査技術者 専門技術力	過去10年間の規定業務の実績 管理技術者または照査技術者として規定業務(両方)の実績があり、かつ規定業務の内容が「費用便益分析マニュアル」作成もしくは基本3便益以外の便益作成に関する業務である	管理技術者または照査技術者として規定業務(両方)の実績がある	担当技術者として規定業務の内容が「費用便益分析マニュアル」作成もしくは基本3便益以外の便益作成に関する業務である	-	担当技術者として規定業務の実績がある	③
	担当技術者 専門技術力	過去10年間の規定業務の実績及び資格要件 規定業務(両方)の実績があり、かつ規定資格を有している	規定業務(いずれか)の実績があり、かつ規定資格を有している	規定業務(両方)の実績がある	-	規定業務(いずれか)の実績がある	④

(iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考	
実施工程針表・実施その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解 業務の背景や必要性とともに目的、条件、内容の理解が特に優れている。	-	左右に該当しない	-	目的、条件、内容の理解が十分とは言えない。	⑤	
	業務実施手順(フロー・工程表)	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、非常に実効性のある工程である。	業務の実施手順が妥当であり、実効性のある工程である。	業務の実施手順が妥当である。	-	業務の実施手順が十分とは言えない。	⑥
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量の把握が優れており、不測の事態にも対応できる人員配置である。	-	業務量の把握、人員配置が妥当である。	-	業務量の把握、人員配置が不十分である。	⑦
	その他	重要事項の指摘 技術提案説明書に示されていない独自の視点での重要な指摘が2つ以上あり、それぞれについて対応策が提案されている。	技術提案説明書に示されていない独自の視点での重要な指摘があり、対応策が提案されている。	技術提案説明書に示されていない独自の視点での重要な指摘がある。	-	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘はない。	⑧	

特定テーマ1に対する技術提案	的確性	課題の理解度	地域や事業の特性を踏まえた課題とその解決方法が根拠とともに示されており、理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑨
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑩
	実現性	説得力があるか 提案内容の裏付けがあるか	提案内容に具体性及び説得力、実現性があり、裏付けと具体性についても、特に優れている。	—	左右に該当しない	—	提案内容に具体性がなく、裏付けもない。	⑪
	独創性	独創的で高度な提案があるか	課題解決に寄与する独創的な工夫された提案が3つ以上ある。	課題解決に寄与する独創的な工夫された提案が2つ以上ある。	課題解決に寄与する独創的な工夫された提案がある。	—	一般的な検討であり、工夫が見られない。	⑫
特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題の理解度	地域や調査手法の特性を踏まえた課題とその解決方法が根拠とともに示されており、理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑬
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑭
	実現性	説得力があるか 提案内容の裏付けがあるか	提案内容に具体性及び説得力、実現性があり、裏付けと具体性についても、特に優れている。	—	左右に該当しない	—	提案内容に具体性がなく、裏付けもない。	⑮
	独創性	独創的で高度な提案があるか	課題解決に寄与する独創的な工夫された提案が3つ以上ある。	課題解決に寄与する独創的な工夫された提案が2つ以上ある。	課題解決に寄与する独創的な工夫された提案がある。	—	一般的な検討であり、工夫が見られない。	⑯

(4) 審査を行った事業者(五十音順)

いであ株式会社 大阪支社
 株式会社エイト日本技術開発 関西支社
 株式会社建設技術研究所 大阪本社

(5) 審査の結果

評価項目		評価の着眼点	ア社		イ社		ウ社		
			評価	点数	評価	点数	評価	点数	
配置予定 技術者の 経験及び 能力	管理技術者	過去10年間の規定業務の実績	A'	4	A'	4	C	0	
		専任性(他の業務との兼任状況)	A'	4	A'	4	A'	4	
	照査技術者	過去10年間の規定業務の実績	A'	4	A'	4	A'	4	
	担当技術者	過去10年間の規定業務の実績及び資格要件	A	5	A	5	A	5	
実施方針 実施フロー - 工程表 その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	B	6	A	10	A	10	
	業務実施手順 (フロー・工程表)	実務手順の妥当性	A'	8	A'	8	A'	8	
		業務量把握、人員配置の妥当性	C	0	B	3	B	3	
	その他	重要事項の指摘	A'	4	A	5	C	0	
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	課題の理解度	A	5	A	5	A	5
			キーワードの網羅	B	3	B	3	B'	2
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	B	6	A	10	A	10
		独創性	独創的で高度な提案があるか	B	6	A	10	C	0
	特定テーマ2	的確性	課題の理解度	A	5	A	5	A	5
			キーワードの網羅	B	3	B	3	B'	2
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	A	5	A	5	A	5
		独創性	独創的で高度な提案があるか	B	3	C	0	B	3
合計(100点満点)			71.0		84.0		66.0		